

職業安定分科会雇用対策基本問題部会(第 103 回)	資料1
令和4年2月 15 日	

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

厚生労働省発職 0215 第1号

令和5年2月15日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 就職氷河期世代を対象とする募集及び採用の暫定措置の延長等

就職氷河期世代の安定した雇用を引き続き促進するため、就職氷河期世代で安定した職業に就いていない者を対象とする募集及び採用を年齢にかかわらず均等な機会の確保に関する例外とする暫定措置について、令和七年三月三十一日まで延長するとともに、当該暫定措置の対象を「昭和四十三年四月二日から昭和六十三年四月一日までの間に生まれた労働者」とすること。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、令和五年四月一日から施行すること。
- 二 この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。